

八潮市告示第189号

事後審査型制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年4月10日

八潮市長 大山 忍

1 入札対象工事

- (1) 工 事 名 八潮市新庁舎北側駐車場及びバスロータリー等整備（電気設備）工事
- (2) 工事場所 八潮市中央一丁目2番地1地内
- (3) 工 期 契約締結の日から令和9年7月30日まで
- (4) 工事概要

耐震性が不足している庁舎の建替えに伴い、八潮市新庁舎の北側駐車場及びバスロータリー等の整備工事を実施するものである。

(工事内容)

北側外構工事 一式

庁舎追加工事 一式

2 入札手続等の方法

本工事は、届出及び入札（入札金額見積内訳書の提出を含む。）を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。

3 入札の日時等

以下の日時等は、変更することがある。その場合は、電子入札システム上で案内する。

競争参加 資格確認 申請書の 提出	令和8年4月10日（金） 午前11時から 令和8年6月19日（金） 午後4時まで ※電子入札システムが稼動していない時間を除く。	入札参加を希望する者は、左に示す期間内に電子入札システムにより競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出すること。確認申請書を提出する際は、資料の添付を要しない。 ※入札参加者は、開札の前に入札参加意思を表明してはならないため、確認申請書を提出したことを窓口、電話等で申し出ないよう注意すること。
入札書受 付期間	令和8年6月22日（月） 午前9時から 令和8年6月23日（火） 午後4時まで ※電子入札システムが稼動していない時間を除く。	入札に際し、「入札金額見積内訳書」ファイルを添付すること。 ただし、再度入札においては、「入札金額見積内訳書」ファイルの添付を要しない。
開札日時	令和8年6月24日（水）	開札時間から順次実施する。落札候補に

	午後 1 時 1 5 分から	については、落札候補者のみにその旨を連絡し、入札参加資格の確認資料（以下「確認資料」という。）の審査を経て、最終的に落札者が決定した後、入札結果を公表する。 （入札結果の公表までには、事務処理上、日数を要する。）
予 定 価 格 の公表	事前公表しない。	この案件の予定価格は、入札執行後に公表する。
設 計 図 書 等の公開	令和 8 年 4 月 1 0 日（金） から	仕様書、設計図面及び入札金額見積内訳書（以下「設計図書等」という。）は、入札情報公開システムに掲載する。
設計図書等 に関する質 問受付期間	令和 8 年 4 月 1 0 日（金） から 令和 8 年 6 月 4 日（木） 午後 4 時まで （電子入札システムにより質問書を提出できず、ファックス等にて行う場合は正午まで） ※電子入札システムが稼動していない時間を除く。	設計図書等に関して質問がある場合には、質問書を電子入札システムにより提出すること。 質問書は入札情報公開システムに掲載した様式を使用すること。 なお、質問書及び質問内容（題名、説明要求内容）には特定の企業名や個人名を記入しないこと。 電子入札システムにより質問書を提出できない場合は、必ず事前に契約検査課契約担当に連絡し、質問受付期間最終日の正午までにファックス等で送付すること。 ファックス等により受け付けた質問は、内容を契約検査課契約担当にて代理入力し、電子入札システムに掲載する。
回答期間	令和 8 年 6 月 5 日（金） から 令和 8 年 6 月 1 8 日（木） まで ※電子入札システムが稼動していない時間を除く。	回答は順次電子入札システム上にて掲示及び契約検査課契約担当において閲覧の方法にて回答する。
その他	電子証明書を取得し八潮市への利用者登録を済ませた後に、会社名、会社所在地、代表者の変更により、電子証明書の再取得が間に合わない場合、電子証明書の閉塞（P I N 番号の連続した入力ミス）、破損、盗難等による再発行手続き中の場合などのやむを得ない理由があるときは、紙入札方式による入札参加の申請をすることができる。 紙入札方式による入札参加を希望する場合は、確認申請書の提出期間内に、「紙入札方式参加申請書」を契約検査課契約担当に提出すること。（詳し	

くは、「八潮市建設工事等電子入札運用基準」を参照のこと。）

4 入札参加資格等

次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 入札に参加できる者の形態

単体企業

(2) 入札参加に必要な資格区分

・単体企業

次のすべての要件を満たすこと。

- ① 令和7・8年度八潮市競争入札参加資格者名簿において、電気工事業で登録がある者であること。
- ② 令和7・8年度の八潮市建設工事入札参加資格審査申請に際し提出された経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の電気工事の総合評定値が800点以上であること。
- ③ 本工事の公告日の前日において、埼玉県越谷県土整備事務所管内（春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町）又は埼玉県さいたま県土整備事務所管内（さいたま市、川口市、蕨市及び戸田市）に本店、支店等を有し、かつその本店、支店等が①の登録を有すること。

【注意】

- ・参加形態は単体業者のみとする。（共同企業体の入札参加は認めない。）
- ・③の要件に該当する本店、支店等を有している場合であっても、当該事業所において①の登録を有していない場合は本入札への参加を認めない。（※下記例参照）

【入札参加不可の例】

□□株式会社 本店 …埼玉県越谷県土整備事務所管外かつ埼玉県さいたま県土整備事務所管外にあり、電気工事業の入札参加登録がある。
A支店…埼玉県越谷県土整備事務所管内又は埼玉県さいたま県土整備事務所管内にあり、電気工事業の入札参加登録がない。
→本店及びA支店は本入札に参加できない。

(3) 施工完了実績等

令和3年4月1日から本工事の公告日までに、国の機関又は地方公共団体が発注した電気設備一式工事について、施工完了実績を1件以上有すること。
--

【注意】

- ・国の機関には、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含むものとし、地方公共団体には公社等を含むものとする。
- ・変更契約がされている場合は、変更後の請負金額とする。また、会社合併、分割、営業譲渡等により、施工完了時と入札参加申込時とで法人格等が異なる場合でも、当該実績

については入札参加申込者のものとみなすこととする。

- ・施工完了実績は競争入札によるもののみを認め、随意契約による実績は除くものとする。
- ・施工完了実績は、元請で単体企業又は特定建設工事共同企業体の代表構成員（当該企業体における出資比率が最大の構成員）として請け負った実績とする。
- ・施工完了実績の対象となる工事については、令和３年４月１日から本工事の公告日まで間に完成及び引渡し完了していること。
- ・八潮市発注の工事施工完了実績である場合は、工事成績評点が６５点以上の工事であること。また、当該工事に関して粗雑工事、工事事務、契約違反等による指名停止措置等を受けるなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

５ その他の入札参加資格等

次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

建設業許可	① 電気工事業について建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）第３条に規定する特定建設業の許可を有すること。
配置技術者	② 本工事の受注に際し以下の要件を満たすこと。 ア 法第２６条の規定に基づき、主任技術者又は監理技術者を配置できること。 イ 入札参加資格の確認時に配置予定の技術者の経歴を提出すること。 ウ 入札参加申込時の３か月以上前の日から入札参加申込者が直接雇用している社員であり、資格者証の写し又はその他３か月以上の雇用関係があることを証する書類を提出できること。 エ 本工事に対応する、法の許可業種（電気工事業）に係る技術者の資格を有すること。 オ 電気保安技術者を置く工事であることから、必要な資格又は同等の知識及び経験を有すること。
経営事項審査	③ 本工事に対応する、法の許可業種（電気工事業）について、本工事の開札日から１年７か月前の日以降の日を審査基準日とする法第２７条の２第３項の規定に基づく経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を受領していること。
社会保険等	④ 本工事の公告日までに、「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」（以下「社会保険等」という。）に加入している、又は法令の規定により適用除外を受けていること。
その他	⑤ 施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。 ⑥ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の決定がされており、かつ、本市の入札参加資格の再審査を受けている者を除く。 ⑦ 本工事の公告日から開札日までの期間に、八潮市建設工事等の契約に係る

	指名停止等に関する基準に基づく指名停止措置又は八潮市建設工事等に係る暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置（以下「指名停止措置等」という。）を受けていないこと。 ⑧ 電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了していること。
--	---

【注意】

- ・基準となる日時に指定のない場合は、公告日の前日において上記の要件を満たすこと。

6 入札参加資格の確認等

- (1) 予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を第一順位の落札候補者とし、入札参加資格を審査するため落札決定を一時保留する。入札執行後、八潮市建設工事等事後審査型一般競争入札試行要綱に基づき入札参加資格等を確認する。落札候補者となった場合は、その旨を連絡するので、確認資料の提出の指示に従うこと。確認資料は、指示された日の翌日から起算して原則として2日（土曜日、日曜日、休日及び年末年始を除く。）以内に電子メール、ファイル転送サービス、郵便、信書便又は持参により提出すること。
- (2) 落札候補者が確認資料等の必要書類を提出しないとき又は審査に関する市の指示に従わないときは、その入札を無効とする。
- (3) 落札候補者（特定建設工事共同企業体の場合はその構成員を含む。）が指名停止措置等を受けたときは、その入札を無効とする。
- (4) 落札候補者の審査の結果、入札参加資格を満たしていないと認めた場合、その者を失格とし、次順位者について審査を行う。（入札参加資格を満たす者が確認できるまで審査を行う。）
- (5) 落札候補者の決定後、契約締結までに入札参加資格の要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。

7 入札に関する注意事項

- (1) この入札は、入札者が1者であっても開札を実施する。
- (2) 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかわる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く金額を電子入札システムに入力すること。
- (3) 入札書の撤回、訂正等

一度提出した入札書の撤回、訂正等はできない。
- (4) 提出書類

ア 入札金額見積内訳書を電子入札システムによる入札書提出の際に添付すること。

イ 落札者が免税事業者である場合は免税事業者届出書を提出すること。

(5) 入札回数

1 回目の入札で落札者のない場合、2 回まで再度入札を行う。再度入札については、「八潮市建設工事等電子入札運用基準」を参照のこと。

(6) 入札の辞退

競争参加資格確認申請を受け付けた後であっても、電子入札システムにより入札を辞退することができる。また、開札時において、入札書が不着の場合は、辞退したものとする。なお、入札書提出後の入札辞退については、「八潮市建設工事等電子入札運用基準」を参照のこと。

(7) 法等関係法令の遵守について

入札にあたっては、法等関係法令を遵守するとともに、八潮市契約規則、八潮市建設工事等事後審査型一般競争入札試行要綱、八潮市建設工事等電子入札運用基準、八潮市建設工事請負契約約款、八潮市競争入札参加者心得、入札参加時における注意事項について及び事後審査型一般競争入札に関する共通注意事項について（以下「規則等」という。）、設計図書等の記載事項並びに現場を熟知のうえ入札すること。

(8) 独占禁止法等関係法令の遵守について

入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に違反する行為を行ってはならない。

(9) その他

落札とすべき同額の入札をした者が 2 人以上いるときは、電子入札システムによる電子くじを実施して落札候補者を決定する。なお、この電子くじは辞退することができない。

- (10) 令和 8 年 4 月 10 日付け八潮市告示第 188 号「八潮市新庁舎北側駐車場及びバスロータリー等整備（建築）工事」の入札が中止又は不調となった場合、入札を中止する。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 確認申請書を提出しない者がした入札
- (3) 入札金額見積内訳書の添付のない入札及び入札金額見積内訳書の内容に不備のある入札（入札金額見積内訳書の取扱いについては、八潮市ホームページ内の「入札金額見積内訳書の取扱いについて」を参照すること。）
- (4) 入札参加資格の審査のために市長が行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者のした入札
- (5) 電報、電話及びファクシミリ等による入札
- (6) 明らかに連合によると認められる入札
- (7) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (8) 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすました者がした入札
- (9) 談合その他不正行為があったと認められる入札

(10) 2つ以上の入札書を提出した入札

(11) その他入札の条件及び公告に示す事項に反した者がした入札

9 入札保証金

免除する。

10 契約保証金

(1) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。落札者は、契約の締結と同時に、次のいずれかの保証を付さなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 国債又は地方債の証券の提供

ウ 政府の保証のある債券の提供

エ 銀行、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の発行する証券の提供

オ 銀行が振出し又は支払保証をした小切手の提供

カ 銀行が引受け又は保証若しくは裏書をした手形の提供

キ 銀行に対する定期預金債券の提供

ク 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

ケ 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証

(2) 次のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付の全部又は一部を免除する。

ア 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社と市が工事履行保証契約を締結したとき。

ウ 施行令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国若しくは独立行政法人等又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。なお、元請としての実績に限る。

エ 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(3) 契約保証金は無利子とし、契約の相手方が契約を履行した後、還付する。

ただし、受注者の責めにより契約が解除されたときは市に帰属する。

11 支払条件

(1) 前金払

有（八潮市契約規則第34条及び八潮市建設工事前金払事務処理要領に定めるところによる。）

(2) 中間前金払

有（八潮市契約規則第34条及び八潮市建設工事中間前金払事務処理要領に定めるところによる。）

(3) 部分払

無

1 2 最低制限価格

最低制限価格を設定する。算出方法は、工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（令和４年３月４日最終改正）に準じるものとする。

※詳細については、八潮市ホームページ内の「最低制限価格の運用について」を参照すること。

1 3 契約締結について

この工事の開札を行った場合においても、令和８年４月１０日付け八潮市告示第１８８号「八潮市新庁舎北側駐車場及びバスロータリー等整備（建築）工事」の契約が締結されなかったときは、この入札に係る契約を締結しない。

また、関連工事である「八潮市新庁舎北側駐車場及びバスロータリー等整備（建築）工事」が議会の議決に付すべき契約であることから、「八潮市新庁舎北側駐車場及びバスロータリー等整備（建築）工事」が議会の議決を得るまで本工事は仮契約とし、議会の可決を得た日から本契約としての効力を有する。なお、「八潮市新庁舎北側駐車場及びバスロータリー等整備（建築）工事」が議会で否決された場合、本工事は仮契約は無効となり契約は成立しない。また、このことで仮契約の相手方に損害が生じても、八潮市は一切の責任を負わない。

1 4 おそれ情報の通知

落札者は、法第２０条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

1 5 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、当該入札案件に係る入札及び契約手続きについては、規則等及び設計図書等の定めるところによる。規則等については、契約検査課契約担当において閲覧することができる。
- (2) 提出された確認資料は返却しない。
- (3) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (4) 過去１年間に八潮市内で工事事務等を起こしたことがあり、かつ、八潮市に通報していない場合は、入札書受付締切日の２日前までに申し出ること。
- (5) 入札参加者は、入札後、この公告、規則等、設計図書等及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (6) 官公需適格組合については、特例計算後の数値を総合評定値とする。

- (7) ファックス等にて受け付けた質問において、不適切な内容等があった場合は電子入札システムに掲載を行わない。
- (8) 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を八潮市内に本店（法に規定する主たる営業所を含む。）を有する者の中から選定するよう努めなければならない。
- (9) 工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は八潮市内に本店を有する者の中から選定するよう努めるとともに、調達する工事材料は埼玉県産とするよう努めなければならない。
- (10) 工事作業員等の食事の調達及び工事現場や工事事務所で使用する物品等の購入の相手方は八潮市内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。
- (11) 本工事は、八潮市営繕工事における「週休２日制モデル工事（現場閉所型（完全週休２日Ⅰ型）」（R7.10.1～）の試行対象工事である。
- (12) 本工事は、労務費ダンピング調査の対象工事である。入札金額見積内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行う。
 - ア) 理由の確認方法：書面の提出を求める。
 - イ) その他：調査対象は、落札候補者のみで、別途連絡する。書面の提出を行わない場合や理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。

1 6 問い合わせ先

(1) 入札に関すること

八潮市役所 総務部 契約検査課 契約担当

電話 ０４８－９９６－２３４８【直通】

ファックス ０４８－９９８－０８２８

(2) 工事に関すること

八潮市役所 企画財政部 アセットマネジメント推進課 公共施設整備担当

電話 ０４８－９９６－２１１１【代表】 内線 ８４５